

百人一首競技かるたクラブ「前橋かるた会」会則

第1条（名称 事務所）

この会は、「前橋かるた会」と称し、事務所を代表責任者宅に設置する。

第2条（目的）

愛好者を募り、市・県大会及び全国大会をはじめとする各種大会に臨む。

第3条（活動）

毎週土曜日と、平日夜（週数回）を例会とし、かるたの練習・普及に努め、地域の方々への文化活動に寄与する。

第4条（会員）

本会の目的を承認し、活動に参加して、会費を納入するものを会員とする。

第5条（役員）

本会に、代表責任者・事務局・会計を各1名おく。

第6条（経費及び会費）

本会の経費は会費をもってこれにあてる。会費は1か月500円とする。

第7条（会議）

総会は年1回（以上）開催する。会長、役員の求めに応じて会議を開き、会員の意思により決議・運営する。

付 則

令和7年11月1日作成し、同日施行する。